

教育基本法「改正」をめぐる岡山の動き

村田 秀石

一. はじめに

二〇〇六年四月二八日に国会へ提出された政府の「教育基本法案」は、一月二五日に、自由民主党と公明党の賛成多数により可決され成立した。同日、「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」（防衛庁を防衛省に昇格させる法案）も成立し、海外派兵が自衛隊の本来任務に繰り入れられた。

また、この国会での成立は見送られたものの、「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」（いわゆる共謀罪を規定する法案）や、「日本国憲法の改正手続に関する法律案」（いわゆる国民投票法案）が継続審議となっている。これらの法律案は、日本国憲法にもとづく国家体制を根底から揺るがすものであり、「五年以内の憲法改正」を公約する安倍内閣のもとで、日本は、「戦争する国」へ大きく舵を

切った感がある。

こうした、教育基本法をめぐる政府と国会の動きに対して、岡山県においても、これに賛成する勢力と反対する勢力の双方からの運動が強められた。岡山県議会の九月定例会では、自由民主党県議団が提出した「教育基本法案の早期成立を求める意見書案」（以下「意見書」）が可決された。これに対して、一月一八日に、連合系の岡山県教職員組合が主催した「教育基本法改悪反対県民集会」に、全労連系の岡山県高等学校教職員組合が参加して、四〇〇〇人の集会・デモがおこなわれた。総評の解散と連合の発足以来、共闘が困難な状況が続いている両教職員組合が、共同の行動にとりくんだことは、歴史の転換点ともいえる重大な情勢を反映したものであろう。

本稿では、九月県議会で可決された「意見書」の内容を検討し、教育基本法「改正」を求める勢力のねらいと問題点を分析したい。

二. 九月県議会で可決された

「意見書」の内容

九月二六日、自由民主党岡山県議団の文教委員会所属議員六人が「意見書」案を提出し、翌二七日に原案どおり可決された。その内容は次頁に示すとおりである。

三. 「意見書」の論理的破綻

岡山県議会で、二〇〇三年二月の陳情、同年一月の意見書、二〇〇四年六月の意見書と、教育基本法の早期改正を求める議決をおこなってきており、今回が四回目である。今回は、国会に政府案が提出されている状況で出されたものだが、趣旨はこれまでのものと同様、①制定から六〇年近く経過した、②現在の教育が多く課題を抱えている、③したがって教育の根本にさかのぼった改革が必要である、との理由で教育基本法の早期改正を求めるものとなっている。

教育基本法案の早期成立を求める意見書案

上記の議案を別記のとおり岡山県議会会議規則第15条の規定により提出します。

平成18年9月26日

岡山県議会議長 三村峰夫 殿

提出者 岡山県議会議員 蓮岡靖之
中尾哲雄
蜂谷勝司
戸室敦雄
波多洋治
遠藤康洋

(別記)

教育基本法案の早期成立を求める意見書(案)

現行の教育基本法は、昭和22年の制定以来、60年近く経過したが、その間一度も改正されていない。

当時とは社会状況が大きく変化する中、教育全般についてさまざまな問題が生じており、青少年の凶悪犯罪の増加、教育現場における学級崩壊やいじめの深刻化、家庭や地域社会における教育力の低下など、我が国の教育は多くの課題を抱えており、教育改革は国民的な課題となっており、教育の根本にさかのぼった改革が求められている。

このため、現行法の基本理念は引き続き規定するとともに、今日極めて重要な教育の理念・原則を明確にするため、教育基本法を改正し、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立しその振興を図らねばならない。

よって、国におかれては、さきの国会において継続審議となった教育基本法案について、次の事項について修正し、できるだけ早期に成立されるよう強く要望する。

- 1 「国を愛する態度」を「国を愛する心」に修正すること
- 2 「宗教的情操の涵養」を盛り込むこと
- 3 「教育は不当な支配に服することなく」を削除すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

ただし、この「意見書」は、いくつかの点で論理的に破綻している。

第一に、現在の教育が抱える課題として、青少年の凶悪犯罪の増加、教育現場における学級崩壊やいじめの深刻化、家庭や地域社会における教育力の低下といった問題があげられているが、これらの課題と教育基本法の規定がどのように結びつくのか、まったく述べられていない。したがって、なぜ、どのように教育基本法を「改正」しなければならぬのか理解できない内容となっている。この点は、これまでの陳情や意見書と同様である。

第二に、国会に政府案が提出され、これをもとに審議がすすめられている状況において、「修正」を求めつつ「早期に成立」を要望するとは、いったいどういうことか。法案の中身の「修正」するのであれば、修正案の提出や審議のやり直しが必要であり、「早期に成立」させることはできない。本当に「早期に成立」させたのであれば、法案の「修正」を求めるのは筋違いである。この「意見書」を受け取った政府・国会は困惑したのではなからうか。

第三に、「教育は不当な支配に服することなく」を削除するよう要望している点である。政府案は、「改正」前の第十条(教育行政)にあった「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」のうち、後半部分を「この法律及

び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と変更しているが、前半部分はそのまま残している。「意見書」は、この前半部分の削除を求めているが、これまで、教育基本法の「改正」を求める勢力は、「不当な支配」とは、一部の教職員組合や民間団体が教育に口出しすることであり、教育行政が法律にもとづいておこなう施策については「不当な支配」にあたらぬ」といった主張を展開してきた。それが、

一転して「教育は、不当な支配に服することなく」の削除を求めるとは、どのような趣旨からか。教職員組合や民間団体が教育に影響を及ぼすことを容認するというわけではないだろう。それでは、行政や議会の教育介入を「不当な支配」と認めた上で、これをどんどんすすめてよいというのか、いずれにしても理解しがたい要望である。

四・日本会議の要求と共通する「意見書」

岡山県議会の「意見書」の背景には、改憲・右翼団体である日本会議の動きがある。

日本会議は、一九九七年に「日本を守る国民会議」と「日本を守る会」とが統合して結成された運動団体で、「新憲法の提唱」を柱に、元号法制化、「新しい歴史教科書」の編纂など右翼的な主張をかかげて運動を展開してきた。日本会議は、「教育基本法の改正」も運動の柱にすえてきたが、政府案が国会に提出されてからは、以

下の三点の修正を求めている。

① 国を愛する「態度」を、国を愛する「心」と改める。

② 「宗教的情操の涵養」を明記する。

③ 「不当な支配に服することなく」を削除する。

これらの項目は、岡山県議会の「意見書」の修正要望項目とぴったり一致している。

①の「愛国心」にかかわる議論は、自由民主党と公明党による「与党・教育基本法改正に関する協議会」でも展開され、自由民主党側が公明党の主張に配慮する形で、「郷土や国を愛する態度」とされたと報じられている。しかし、教育上「心」を評価しようとするれば、外部に表れる「態度」でしか評価することはできず、「国を愛する心」でも「国を愛する態度」でも本質的な違いはない。なお、日本会議は、政府案の「他国を尊重し」を「他国への理解を深め」に改めるよう求めてもいる。「他国」に関する記述では、心情にかかわる部分の変更を求めており、偏狭なナショナリズムをあおるものであることはあきらかである。

②について、日本会議は、天皇・首相・閣僚による靖国神社参拝や靖国神社の国家護持をすすめる運動を展開しており、これとの関連を指摘することができる。なお、「宗教的情操の涵養」についても、前述の与党協議会で議論され、「愛国心」にかかわる問題と同様、公明党の主

張に配慮する形で盛り込まれないことになったと報じられている。いずれにしても、法律に「宗教的情操の涵養」を盛り込んだり、靖国神社に公的なお墨付きを与えたりすることは、戦前の国家神道が、無宗教を装って国民の信教の自由を奪っていった歴史に照らして、許されないことである。

③について、日本会議は、「最低でも」教育は「を」教育行政は「に改める」と要望しており、「不当な支配」の主体から教育行政を除外しようとするねらいを読みとることができる。これも、前述の与党協議会で議論されたと伝えられる内容だが、さすがに、最高裁判所の判例や政府の公式見解との整合性がつかず、「教育は、不当な支配に服することなく」という文言が残されたものと推測される。

しかし、教育が「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」との規定が削除され、「法律の定めるところにより行われるべきもの」とされたことで、教育が責任を負う主体が、国民から国会と政府に転換している点は重要である。事実上、国会と政府は「不当な支配」の主体から除外されることになり、上意下達の教育がまかりとおるおそれがある。また、大日本帝国憲法下で、「法律ノ範圍内ニ於テ」として、国民の自由が制限され、人権が侵害された歴史も想起されなければならない。

実際に、政府の「教育基本法案」が国会を通

過した後、伊吹文明文部科学大臣は、NHKテレビのインタビューにこたえて、「国民の代表である国会議員が決めたことについては、教育現場も従ってもらわなければならない。それが民主主義というもの」といった旨の発言をしている。しかし、法律は多数決で決せられるが、教育や福祉の内容など基本的人権にかかわる事項は、多数決にはなじまない。特に、教育においては、一人ひとりの発達を保障するよう最善を尽くすことが求められることから、発達障害をもつ者や経済的困窮者、在日外国人や民族的・文化的アイデンティティを異にする者など、教育上の課題をもつ少数者の権利を保障することこそ重視されなければならない。伊吹氏の発言は、こうした教育の本質を理解しないものと言わざるをえない。

五・教育基本法「改正」の真のねらいは

これまで述べてきたように、教育基本法「改正」の動きは、一見、国家主義的な色彩が目立つが、政府による実際の「教育改革」は、新自由主義にもとづいてすすめられている。ここでは、新旧の教育基本法にうたわれた「自他の敬愛と協力」とは程遠い、「競争と自己責任」が強調されている。

岡山県においても、通学区の拡大・弾力化、教育課程と入試の多様化、学校統廃合、県立中

高一貫校の創設など「学校の特色づくり」を口実とした教育予算の差別的配分がすすめられている。これらの施策は、学校間競争をあおるとともに、子どもや親に対しては、「選択と自己責任」の名のもとに教育格差を受忍させる性格を持つている。

こうした「教育改革」は、競争によって一部の「エリート」を育成するとともに、市場原理から見て「無駄」な教育予算を削減することをめざしており、国際競争に勝ち抜き、教育や社会保障にかかわる負担を免れようとする財界の要請にこたえるものといえる。

よく見ると、政府の「教育基本法案」にも、新自由主義的な規定が盛り込まれている。具体的には、義務教育の内容として、「自立的に生きる基礎を培」うとあり、家庭教育の項では、「自立心を育成」するとされている。こうした「自立」の強調は、国民に対して「政府に頼らず自立せよ」というメッセージを発するためのものであると思われる。(ちなみに、「改正」前の教育基本法に「自立」の語句はない。)

しかし、このような施策がすすめられれば、必然的に国民間の教育格差が拡大し、それは、経済的格差にも結びつかざるをえない。ごく一部の勝ち組「エリート」が優遇される一方で、大多数の国民は、十分な教育や所得を保障されず、膨大な貧困層を生み出すことにもなりかねない。当然、国内経済は疲弊し、治安も悪化する

ることになるだろう。このような状況で「自己責任」や「自立」を強調されても、納得できる者は少ないので、いきおい、「愛国心」を振りかざして、強権的に国民の不满を抑えつけるしかない。

教育基本法「改正」の真のねらいは、新自由主義的施策が生み出す矛盾を、国家主義イデオロギーで抑圧することにある。換言すれば、教育の共同性や教育行政の教育条件整備にかかる責任を後退させつつ、教育の国家統制を強めようとしているとみることができるといえる。

六．おわりに

一月三日に、第九回研究会で本報告をおこなった時点では、政府の「教育基本法案」は参議院において審議中であった。当初伝えられた一月七日・八日の採決は見送られたものの、会期末ぎりぎりの日程で採決された。

おりしも、はじめによる自殺や必修科目の未履修が社会問題となり、内閣府や文部科学省主催のタウンミーティングにおける「やらせ」が発覚するなど、教育行政に対する国民の不信感が高まっており、教育基本法の「改正」を求める勢力にとっては、これ以上時間をかけられない状況であったと思われる。「教育の根本にさかのぼった改革」という掛け声とは裏腹に、新教育基本法ははじめなスタートを切ることにな

振り返ると、教育基本法「改正」の論議は、二〇〇三年三月二〇日の中央教育審議会の答申をうけて本格化した。奇しくもこの日は、アメリカ軍とイギリス軍がイラクへの空爆を開始した日でもあった。その三年後、政府は「教育基本法案」を国会へ提出し、二〇〇六年十二月十五日、自衛隊の海外派兵を本来任務とする防衛省とともに成立した。イラク戦争とともに論議が本格化し、防衛省とともに成立する。この歴史的事実は、教育基本法「改正」の動きが行き着く先を物語っている。

「改正」前の教育基本法は、世界に不戦を誓った日本国憲法と一体の法律であった。今後、憲法を変える動きが加速することは間違いない。平和主義、国民主権、基本的人権の尊重といった憲法の諸原則が、根本的に問われる段階にいたっている。

なお、今回の報告に際しては、岡山県高等学校教職員組合の小椋千寿子さんに、資料の提供等で大変お世話になった。記して感謝申し上げます。

(むらた しゅうせき)